デイサービスセンターかしの樹木部　　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社樫の木が開設するデイサービスセンターかしの樹木部（以下「センター」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　センターの従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　デイサービスセンターかしの樹木部

二　所在地　群馬県 高崎市 木部町 ２０１番地１

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二　従業者　　生活相談員　　１名以上

看護職員　　１名以上

機能訓練指導員　　１名以上

介護職員　　4.4名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　センターの営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日までとする。（祝祭日を含む）

ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

三　サービス提供時間　午前９時００分から午後４時３０分までとする。

（利用定員）
第６条　利用定員は３２名とする。

（指定通所介護の内容）
第７条　指定通所介護の内容は次の通りとする。
一　生活指導（相談援助等）
二　機能訓練（日常動作訓練）
三　介護サービス
四　介護方法の指導（家族介護者教室）
五　健康状態の確認
六　送迎
七　給食サービス
八　入浴サービス
九　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）
第８条
一 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割，２割，３割額とする。
二　昼食を提供した場合、食材費と調理費として４００円の費用を実費として徴収する。その他の費用については、別紙（サービス利用料金表）に定める通りとする。
三　費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、高崎市（倉渕町・榛名町を除く）、藤岡市（美九里・神流・鬼石の行政区を除く）、玉村町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第10条　利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
一　健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
二　機能訓練をする際には、従業者の指示に従い、他の利用者に迷惑を掛けないようにすると共に、無理のないよう訓練すること。
三　浴室を利用する際には、従業者の指示に従い、他の利用者に迷惑を掛けないようにすると共に、心身の異常を感じたときは速やかに申し出ること。
四　送迎途中の車中においては、従業者の指示に従い安全を守ること。
五　その他センター利用中に心身の異常を感じた時には、従業者に速やかに申し出ること。
六　他の利用者に対して暴言、暴力等、迷惑行為をしないこと。
七　第１２条で定める非常災害対策に協力すること。

（緊急時における対応方法）

第11条　従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に連絡すると共に適切な処置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第12条　従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

二　管理者は、防火管理者を選任する。

三　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

四　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年１回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条　センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施

（２）　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）　その他虐待防止の為に必要な措置

二　センターはサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第14条　センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

１．採用時研修　採用後３ヶ月以内

２．継続研修　年１回以上

二　センターは、利用者又は家族の個人情報保護のため、職員にその周知徹底を図り、適切な保護・管理を行うものとする。

三　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

四　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会樫の木の責任者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年１１月１日から施行する。

令和元年６月１日　一部改定

令和５年１１月１日　一部改訂